

小林市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年12月15日

小林市監査委員 南崎 淳一郎  
小林市監査委員 坂下 春則

# 定期監査（前期）結果報告

## 1 . 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査

## 2 . 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 南崎 淳一郎

小林市監査委員 坂下 春則

## 3 . 監査の対象

令和 3 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。ただし、補助金及び交付金に関する事務については、令和 2 年度も対象とした。

〔総務部〕 財政課

〔市民生活部〕 生活環境課、税務課

〔健康福祉部〕 福祉課、長寿介護課、医療介護連携室、子育て支援課、中央保育所、須木中央保育園、栗須保育園

〔須木庁舎〕 地域振興課、住民生活課、地域整備課

〔教育部〕 学校教育課、社会教育課、文化会館、スポーツ振興課、小林学校給食センター、小林東方学校給食センター、野尻学校給食センター、須木分室、野尻分室、野尻幼稚園

議会事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局、農業委員会須木分室

## 4 . 監査の実施期間

令和 3 年 9 月 15 日から令和 3 年 12 月 15 日まで

## 5 . 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- ( 1 ) 収入事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- ( 2 ) 支出事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- ( 3 ) 契約事務は、関係法令に基づき適正に処理されているか。
- ( 4 ) 公金及び準公金の管理は、適正に行われているか。
- ( 5 ) 歳入歳出外現金の管理は、適正に行われているか。
- ( 6 ) 情報セキュリティ対策は、適正に行われているか。
- ( 7 ) 内部統制の充実強化は、図られているか。
- ( 8 ) 昨年度の定期監査において指摘した事項は、改善されているか。

## 6 . 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、監査委員が所属長及び主幹等から予算並びに事業の執行状況や所管業務等の説明を受け、質疑応答方式により実施した。

併せて、関係諸帳簿等の全部又は一部の照合及び実査を行った。

なお、ヒアリングについては、令和2年度に引続き、新型コロナウイルス感染症予防対策として、3密回避及び時間の短縮を図るため、事前質問書の送付や出席者の人数制限を行って実施した。

## 7 . 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認めた。また、昨年度の指摘事項に対する改善状況を重点項目として確認した結果、改善されている課も見られたが、依然として、昨年度と同様の指摘を受けた課が見受けられた。

各課においては、同様の指摘事項が発生しないよう、再発防止に取り組まれない。また、全庁的に共通する事務の指摘事項については、事業統括課（企画政策課、財政課、会計課、総務課など）による職員への研修及び指導の実施が必要不可欠である。全庁的な共有を図りながら、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

### ( 1 ) 着眼点における指摘・要望事項

#### 現金の取扱いについて

収納した現金の金融機関への払込みについて、小林市財務規則第 35 条では、

窓口収納後、出納員は当日（当日に払込みができない場合は、その翌日）に、指定金融機関等に納めることと定められているが、一部の課において、7日間以上現金を保管している事例が見受けられた。

公金の取扱いについては、地方自治法及び小林市財務規則に規定されており、公金を現金で取扱う場合は、とりわけ適正安全な管理が求められる。

また、現金の取扱いは、その金額の多寡にかかわらず、紛失等の事故があれば、市民との信頼関係に影響を及ぼすこととなるため、常に注意を払い取扱う必要がある。小林市公金等取扱基本マニュアルに記載のある「公金等取扱事務適正化チェックシート」を活用するなどして、可能な限りリスクを減らし、適正な事務の執行に努められたい。

## （２）各課における指摘事項（ は昨年度と同様の指摘事項）

### 財政課

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。

### 生活環境課

- 備品台帳において、備品の登載漏れが1件見られた。

時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが2件見られた。

休暇簿において、課長の承認を受けずに年次有給休暇を取得していたものが2件見られた。

### 税務課

現金領収帳（納税用）において、領収日と領収印の日付が相違しているものが1件見られた。

備品台帳において、備品の登載漏れが2件見られた。

交付金の通知において、文書処理簿による受付を行っていないものが1件見られた。

### 福祉課

時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。また、時間外勤務手当が支給されているにもかかわらず確認印漏れが1件見られた。

在勤地内等旅行命令簿において、旅行命令を受けていないものが多数見られた。

### **長寿介護課**

会計年度任用職員の通勤手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。

### **医療介護連携室**

委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延(3か月以上)しているものが1件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が2件、支給漏れが3件見られた。

### **子育て支援課**

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が複数件、支給漏れが1件見られた。

会計年度任用職員の通勤手当の支給事務において、過支給が複数件見られた。また、会計年度任用職員の報酬支給内訳書において、勤務時間の計上誤りが複数件見られた。

### **中央保育所**

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。

### **須木中央保育園**

特に指摘する事項は認められなかった。

### **栗須保育園**

特に指摘する事項は認められなかった。

### **須木庁舎 地域振興課**

使用料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延(5か月以上)しているものが1件見られた。

予算執行伺書において、不適切な訂正（修正テープ）が1件見られた。

業務委託契約において、「小林市委託業務契約約款（土木設計、建築設計、建築工事監理、現場技術業務等）」に基づかない契約にもかかわらず、約款が添付されているものが多数見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件見られた。

時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが2件見られた。

## 須木庁舎 住民生活課

特に指摘する事項は認められなかった。

## 須木庁舎 地域整備課

旅費において、支給が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。

上下水道料金の収納事務において、窓口収納後の金融機関への入金が遅れているものが1件見られた。

備品台帳において、平成30年度に購入した図書に登載漏れが1件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件見られた。

時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが2件見られた。

準公金である「須木果樹省力技術推進会」の出納事務において、準公金会計事務届出書が会計管理者に提出されていなかった。

## 学校教育課

委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。

○ 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。

県補助金の内示通知において、文書処理簿による受付を行っていないものが1件見られた。

補助金の交付事務において、交付決定を行った事業計画の内容が変更になったにもかかわらず、計画変更などの手続きを行っていないものが1件見られた。

## 社会教育課

業務委託契約書において、条文に記載のある「別記1 小林市家庭教育学級活動事業計画書」が添付されていないものが1件見られた。

契約事務において、契約伺の決裁を受けずに請書を徴しているものが1件見られた。

現金領収帳において、未使用の現金領収証及び収納報告内訳書に出納員の記名が見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件、支給漏れが1件見られた。

会計年度任用職員の報酬の支給事務において、過支給が1件見られた。

準公金である「郷土芸能保存会連合会」の出納事務において、不適切な資金前渡の精算処理が1件見られた。

## 文化会館

業務委託契約書において、公印押なつ承認を受けずに公印を押印しているものが1件見られた。

現金領収帳において、使用済みの領収原簿に、課長及びリーダーの押印漏れが多数見られた。

雑入の収入事務において、窓口収納後の金融機関への入金が遅れているものが複数件見れた。また、領収書を発行していなかった。

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。

出勤簿において、週休日の割り振りの誤りにより、週休日を多く取得していた月が見られた。

## スポーツ振興課

財産使用料(太陽光発電設備)の収入事務において、調定の時期が遅延(3か月以上)しているものが1件見られた。

備品台帳において、備品の登載漏れが1件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。

在勤地内等旅行命令簿において、不適切な訂正(砂消しゴム)が1件見られた。

### **小林学校給食センター**

特に指摘する事項は認められなかった。

### **小林東方学校給食センター**

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件、支給漏れが1件見られた。

### **野尻学校給食センター**

休暇簿において、病気休暇時の病院受診の領収書の確認印漏れが6件見られた。

### **教育部 須木分室**

在勤地内等旅行命令簿において、旅行日の記入漏れが多数見られた。

### **教育部 野尻分室**

業務委託契約書において、契約日の不適切な訂正（受託者印漏れ）が1件見られた。また、市長印を押印すべきところ、地域振興課長印を押印しているものが1件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが2件見られた。

### **野尻幼稚園**

時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。

### **議会事務局**

備品の管理において、備品シールの貼付漏れが見られた。

### **選挙管理委員会事務局**

備品台帳において、備品の登載漏れが2件見られた。

取消しとなった旅行命令において、旅行命令変更の決裁を受けていないものが7件見られた。



### **農業委員会事務局**

現金領収帳において、未使用の現金領収証及び収納報告内訳書に出納員及び分任出納員の記名が見られた。

### **農業委員会 須木分室**

特に指摘する事項は認められなかった。